

## 火災被害にあわれたかたの相談窓口のご案内

市では火災被害にあわれたかたに、様々な支援の相談窓口をご案内しております。制度の対象となるかはそれぞれのケースによりますので、各窓口にお問い合わせください。

分類	制度等	内容	対象	問合せ先
一般	「罹災証明書」の発行 ※火災の場合	火災被害を受け、保険請求などで「罹災証明書」が必要になった場合。※自然災害の場合の「罹災証明書」の発行は市役所が行います。	対象については武蔵野消防署までお問い合わせください。	武蔵野消防署 TEL 51-0119
	ごみの処分	火災等で使用不能となった家財等は、「災害ごみ」として回収できる場合があります。	対象についてはごみ総合対策課までお問い合わせください。	ごみ総合対策課 TEL 60-1802
支援金関連	災害見舞金等の支給	被害の程度により、被災した世帯のかたに対して災害見舞金等を支給できる場合があります。	対象については防災課までお問い合わせください。	防災課 TEL 60-1821
	中小規模事業者事業 資金融資あっせん	市内中小規模事業者又は中小規模事業を営む市民のかたに対して事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、利子と東京信用保証協会の保証料の一部を補助しています。	中小規模事業者	産業振興課 TEL 60-1832
	災害復興住宅融資	指定された災害の被害を受けた場合、住宅の建設、購入、補修等に必要な資金の融資を受けられる場合があります。	対象については住宅金融支援機構までお問い合わせください。	住宅金融支援機構 TEL 0120-086-353 TEL 048-615-0420
税・料金の 減免関連	市民税・都民税の減免	住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により市民税・都民税の減免が受けられる場合があります。	前年中の合計所得金額≤1,000万円	市民税課 TEL 60-1823
	固定資産税（償却資産含む）・都市計画税の減免	土地、家屋及び償却資産に被害を受けたかたに対し、被害の程度により固定資産税（土地、家屋及び償却資産）・都市計画税（土地・家屋）の減免が受けられる場合があります。	対象については資産税課までお問い合わせください。	資産税課 TEL 60-1825
	国民健康保険税の減免	住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。	・死亡したまたは障害者となったかた ・前年中の合計所得金額1,000万円以下かつ家財等30%以上損害のかた	保険年金課 TEL 60-1835
	後期高齢者医療保険料の減免	住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により東京都後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。	対象については保険年金課後期高齢者医療係までお問い合わせください。	保険年金課 後期高齢者医療係 TEL 60-1913

分類	制度等	内容	対象	問合せ先
税・料金の 減免関連	国民年金保険料の免除	被保険者（任意加入者を除く）またはその世帯員が、所有する住宅または家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難な場合は、納付が免除となる場合があります。	対象については保険年金課国民年金担当までお問い合わせください。	保険年金課 国民年金担当 TEL 60-1837
	介護保険料・利用者負担額の減免	住宅、家財等の財産について、著しい被害を受けたかたに対し、被害の程度により保険料や利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	対象については高齢者支援課までお問い合わせください。	高齢者支援課 介護保険係 資格保険料担当 TEL 60-1845
	福祉サービス利用料の減免	被害を受けたかたに対し、被害の程度により福祉サービスの利用料の減免が受けられる場合があります。	対象については高齢者支援課までお問い合わせください。	高齢者支援課 相談支援係 TEL 60-1846
	老人福祉法に基づく措置費用の自己負担額の免除	被措置者が被害を受けた場合、被害の程度により自己負担額の免除を受けられる場合があります。	対象については高齢者支援課までお問い合わせください。	高齢者支援課 相談支援係 TEL 60-1846
	障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用者負担の減免	障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを受給中のかたは、利用者負担が減免になる場合があります。	床上浸水	障害者福祉課 TEL 60-1847
	保育料の減免	被害を受けたかたは、保険料の減免が受けられる場合があります。	対象については子ども育成課までお問い合わせください。	子ども育成課 TEL 60-1854
	所得税の減免	被害を受けたかたに対し、被害の程度により所得税の減免が受けられる場合があります。	対象については武蔵野税務署までお問い合わせください。	武蔵野税務署 TEL 53-1311
手当等	児童手当・児童育成手当などの申請等	住宅・家財等に著しい損害を受けた場合、認定請求期間の延長等の措置が受けられる場合があります。	対象については子ども子育て支援課までお問い合わせください。	子ども子育て支援課 TEL 60-1963
	市立小・中学校の被災児童生徒への教科書再給与	火災・盗難等の被害により、教科書を紛失または使用不能な汚損を受けた場合、申請により再度無償給与します。	市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者（希望者）	指導課 TEL 60-1897

分 類	制度等	内 容	対 象	問合せ先
手当等	国公立小・中学校の被災児童生徒への就学援助費の支給	被災（震災・台風・豪雨等）により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学にかかる費用（給食費・学用品費等）を支給できる場合があります。	対象については教育支援課までお問い合わせください。	教育支援課 TEL 60-1900
その他	住宅の補修	被害を受けた住宅の補修に対応できる事業者を紹介しています。		住まいの再建事業者検索サイト URL: <a href="https://sumai-saiken.jp/">https://sumai-saiken.jp/</a>